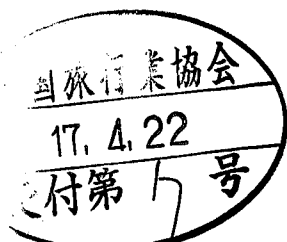




国総旅振第32号

平成17年4月20日



社団法人全国旅行業協会会長 殿

国土交通省総合政策局旅行振興課長



### 無資格通訳ガイドの使用禁止の徹底について

標記については、従来から、通訳案内業法（昭和24年法律第210号）及び旅行業法（昭和24年法律第239号）に基づく適切な取扱いを要請してきたが、近年、観光立国の実現に向けた取組みが本格化し、日本を訪れる外国人旅行者数が着実に増加する中、外国人旅行者向けのツアーの中には、通訳案内業法に基づく資格を有さない一般の添乗員に通訳案内業務を行わせるなど、法令の遵守が徹底されていない場合が見受けられるところである。

このような状態を放置すれば、我が国に対する外国人旅行者による適切な理解、良好な印象形成を妨げ、又は外国人旅行者の保護に欠き、ひいては、今後の国際観光振興の取組み自体を阻害することが懸念される。

そのため、政府においては、通訳案内業法等の関係法律の一部改正法案を今国会に提出し、罰金額の引き上げ、資格者証の事前提示義務化等の措置を講じることとしているほか、「無資格ガイド対策検討会議」を立ち上げ、効果的な対策を改正法案の施行を待たずに講じていく予定である。

については、貴協会（協議会）傘下の各会員旅行業者においても、インバウンド業務及び外国人を対象とした本邦内のツアーを取り扱う場合において、別添に掲げるような典型的な通訳案内業務については、必ず通訳案内業法に基づく資格を有する者に行わせることとし、くれぐれも無資格者の使用により、旅行業法第13条第3項において禁止する法令違反行為の助長に関与することのないよう、改めて周知徹底されたい。併せて、各会員旅行業者の旅行業者代理業者に対してもその旨周知徹底するよう、よろしく取り計らわれたい。

## 典型的な通訳案内業務の例

### 通訳案内業務の考え方

通訳案内業務とは、サービスを受ける者に対して、単に日本語を翻訳して伝えたり、旅行の円滑な実施上必要不可欠な範囲内で事物の名称等を伝えるにとどまらず、その事物の背景にある我が国や地域の地理、歴史、文化、政治等を含めて、自らの知識を用いて能動的・積極的に説明を行う行為をいう。

その代表的な例は、以下に列記した行為である。

なお、以下の行為については、あくまでも通訳案内業務の一例であり、当然のことながら通訳案内業務はこれらの行為だけに限られるものではない。

### (集合時)

- ツアー行程における見所に関する背景やつながりを説明する行為
- これから訪れる観光地について、地理、歴史、文化等の紹介を交えながら詳しく説明する行為
- 日本の硬貨、お札を説明する際に、印刷された人物や建物について解説する行為

### (移動中)

- 車窓から見える風景について、単に地図等に記載してあるその事物の名称を伝えるにとどまらず、その内容、背景等を説明する行為
- 車窓から見える施設等について、それにまつわる歴史、文化等を交えて説明する行為

### (目的地)

- 観光地において、単に地図等に記載してあるその事物の名称を伝えるにとどまらず、その内容、背景等を説明する行為
- 旅行者からの個別の依頼に応える形で、案内板に記載された観光施設に関する説明を翻訳して伝えるにとどまらず、自らの独自の知識に基づく説明を併せて行う行為

### (宿泊時)

- ホテルや旅館の利用方法を伝えるにとどまらず、その建物の内容やできた背景等を説明する行為
- 旅館システムの歴史、特徴を説明する行為

### (食事)

- 箸の使い方や食事の基本的なマナー、料理に使われている材料の内容を教えることにとどまらず、個別の料理の効果やそれができた理由等を説明する行為
- 料理の食材や調理方法の説明に付随して、歴史、文化等について説明する行為